

○内閣府令第六十四号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）及び関係法令の規定を実施するため、内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

- 一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第三項の規定により準用する場合を含む。）

二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十九条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条第一項

三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四百四十三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二百二十八条第一項

四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十三条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十五条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）及び第二項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(児童手当法施行規則の一部改正)

第二条 児童手当法施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第十六号中「全若 年 月 日 交付」を 「 年 月 日 交付」に改め、「2.」
を「3.」に改め、「3.」を「2.」に改める。
この調査票証は、交付の日から1年間有効とする。」を削り、「3.」を「2.」に改める。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p>				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">職 名</td> <td rowspan="3" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle; border: 1px dashed black;">写 真</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日 年 月 日生</td> </tr> </table>	職 名	写 真	氏 名	生年月日 年 月 日生
職 名	写 真			
氏 名				
生年月日 年 月 日生				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">年 月</td> <td style="padding: 5px;">日交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">年 月</td> <td style="padding: 5px;">日限り有効</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">都道府県知事（市町村長・区長） 印</p>	年 月	日交付	年 月	日限り有効
年 月	日交付			
年 月	日限り有効			

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該 当 の 有 無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。